

平成18年6月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（32名）

1 番	佐 藤 博	2 番	武 田 正 樹
3 番	小坂井 実	4 番	佐 藤 高 清
5 番	立 松 新 治	6 番	山 本 芳 照
7 番	村 井 邦 彦	8 番	新 田 達 也
9 番	渡 邊 昶	10 番	伊 藤 正 信
11 番	栗 田 和 昌	12 番	杉 浦 敏
13 番	炭 竈 ふく代	14 番	三 浦 義 美
15 番	浅 井 葉 子	16 番	中 山 金 一
17 番	前 田 勝 幸	18 番	安 井 光 子
19 番	佐 藤 良 行	20 番	高 橋 和 夫
21 番	立 松 一 彦	22 番	水 野 博
23 番	高 橋 清 春	24 番	木 下 道 郎
25 番	宇佐美 肇	26 番	久 保 文 哉
27 番	黒 宮 喜四美	28 番	四 方 利 男
29 番	大 原 功	30 番	村 上 末 松
31 番	原 沢 久 志	32 番	三 宮 十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

5 番	立 松 新 治	6 番	山 本 芳 照
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	川 瀬 輝 夫	助 役	加 藤 恒 夫
教 育 長	池 田 俊 弘	総 務 部 長	横 井 昌 明
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	北 岡 勤	開 発 部 長	服 部 輝 男
教 育 部 長	平 野 雄 二	十 四 山 支 所 長	平 野 瞳
十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	平 野 茂 雄	監 査 委 員 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐 藤 忠	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠
十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	大 木 博 雄	総 務 課 長	佐 藤 勝 義

企画情報課長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防災安全課長	服 部 正 治	会 計 課 長	青 木 麗 子
市 民 課 長	加 藤 芳 二	保険年金課長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健康推進課長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介護高齢課長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商工労政課長	若 山 孝 司
土 木 課 長	橋 村 正 則	都市計画課長	三 輪 眞 士
下 水 道 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 課 長	前 野 幸 代
社会教育課長	高 橋 忠		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	飯 田 宏 基		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名		
日程第 2	議 案第32号	弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件	
日程第 3	議 案第33号	弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件	
日程第 4	議 案第34号	弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件	
日程第 5	議 案第35号	弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件	
日程第 6	議 案第36号	弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件	
日程第 7	議 案第37号	弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件	
日程第 8	条例議案第69号	弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件	
日程第 9	条例議案第70号	弥富市税条例の一部改正の件	
日程第10	条例議案第71号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件	
日程第11	条例議案第72号	弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件	
日程第12	条例議案第73号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件	
日程第13	条例議案第74号	弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件	
日程第14	議 案第38号	平成18年度弥富市一般会計補正予算の件	
日程第15	議 案第39号	平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件	
日程第16	議 案第40号	平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件	
日程第17	議 案第41号	平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件	

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより平成18年第2回弥富市議会定例会継続議会を開会いたします。

これより会議に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議 案第32号 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件

日程第3 議 案第33号 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件

日程第4 議 案第34号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件

日程第5 議 案第35号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件

日程第6 議 案第36号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件

日程第7 議 案第37号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件

日程第8 条例議案第69号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件

日程第9 条例議案第70号 弥富市税条例の一部改正の件

日程第10 条例議案第71号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第11 条例議案第72号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件

日程第12 条例議案第73号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件

日程第13 条例議案第74号 弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件

日程第14 議 案第38号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第15 議 案第39号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第16 議 案第40号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第17 議 案第41号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件

○議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第32号から日程第17、議案第41号まで、以上16件を一括議題といたします。

本案16件は既に提案されておりますので、これから質疑に入ります。

まず、佐藤博議員。

○1番（佐藤 博君） 最初に、条例議案第70号弥富市税条例の一部改正について質問をしたいと思います。

このうち特に第33条の3第1項（所得割の税率）について、一律6%に改正されることによって、例えば200万以下の方は3%、同じく200万を超える金額は8%、同じく700万を超える金額が10%と現行ではあるわけですが、これが今回一律6%ということになることによってどのように変化をするかということが大変わかりづらいわけでありまして、この点について具体的にわかるように説明をしていただきたい。特にこの中には特例の措置もありますので、そうしたものと関連をしてどのような形になるのか、具体的にひとつ説明を賜りたいと思います。

もう1点、一般会計補正予算の歳出、総務費の中の企画費、13節委託料について質問をしたいと思います。

今回、補正予算で2,000万円、弥富市誕生記念歌謡ショー委託料が計上されておるわけがあります。去る2日の協議会で質問したところ、企画財政課長から50周年記念歌謡ショーのように実施するような計画が示されたわけがあります。

そこで、まず第1点目として、一昨年の1,840万円をかけたあの歌謡ショーの総括評価をどのようにされているのか、これを最初に尋ねたいと思います。町民の声として私がいろいろ聞いたところ、また私も直接この歌謡ショーを見せていただいたわけですが、費用対効果の面から考えると、大変効果の薄いような感じがするわけがあります。これも2,000人予定で2回されたわけですが、応募者は80%程度であったかと私は思うわけがあります。こうした中で、このような歌謡ショーに1,800万円を超えるような費用をかけたことによって町民がどのように感じているんだろうか、こういう点も重ねてひとつ評価として聞きたいと思っています。

特に今回は2番目として、ますます財政状況が厳しくなることが予想される中で2,000万円を費やすということに対して、川瀬市長の特に所見を賜りたいと考えます。以上です。

○議長（大原 功君） 川瀬市長。

○市長（川瀬輝夫君） 今御指摘の歌謡ショーのことでございます。

先日も50周年とか40周年でやりましたが、耳を拝借することによりまして、非常に楽しかった、よかったなあという人もかなりいらっしゃいましたので、私は上できだというふうに評価をしたところでございます。そういうようなことが弥富町のときにいろいろありまして、評価されて私も大変喜んでおるところでございます。そして、またきょうこうやって御指摘を受けましたことにつきましてお答えいたしますが、合併ということは恐らく何世紀かに一遍じゃないかと思います。そういうことで、この節目というものは、どうあろうとも非常に大きな節目ではないかと。これから先50年ないし100年先に合併ということはないかもわか

らんし、あるかもわかりませんが、一応は遠い将来にあるんだというようなことで、節目節目に対して大きな節目でございましたので、このような予算づけをしたということでございます。したがって、皆さん方に御了承を得まして、また市民の皆さん方に楽しみと、そしてあすへの英気を養うためには必要じゃないかというようなことで計上させていただいたことでございます。

もう一つなぜならばといえば、合併の節目でございますので、弥富町がこれから発展を遂げるために、そしてまた十四山村の皆さん方と大変御努力いただきまして、市民の一人ひとりがまちづくりの歴史を振り返って先人の努力に感謝するとともに、ふるさとの弥富というふうな将来を思いながら、まさに一つの契機となりますので、事業の展開をしまいいりました。施設のオープン記念というものは、市民の共有の財産であると。新しい施設のオープンをお祝いいたしまして、皆さんにお出かけいただきまして、今後なお一層多くの皆さん方に使っていただけるイベントを行いたいと考えておるところでございます。

いずれにしても補正予算では、二つの町村が一つになって新しい弥富市が誕生いたしましたので、先ほど言いましたように、これほど大きな出来事、節目はないと考えたわけでございます。旧の2町村の住民が一堂に会して、そして新しい市政の誕生を祝っていただき、一体となってこれからもまちづくりに取り組んでいく機会とすることを一応企画したということでございますので、深い御理解を願います。

税のことにつきましては担当の方で説明させていただきます。

○議長（大原 功君） 税務課長。

○総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 個人住民税及び所得税の税率をもとに御説明申し上げます。

平成18年度税制改正では、所得税の税率構造が、10%から37%の4段階から、5%から40%の6段階に改められ、個人住民税所得割の税率が5%、10%、13%の3段階から一律10%へ、内訳は市町村民税が6%、都道府県民税が4%に改正されました。課税所得 200万円以下の個人住民税の税率は5%から10%へ5%の引き上げとなります。しかし、反対に所得税の税率は10%から5%に引き下げになります。したがって、個人住民税に所得税を加えた税率は、それぞれ15%で変わりありません。課税所得 200万円から 700万円以下の個人住民税の税率は、改正前も改正後もともに10%と変わらず、所得税の税率もともに10%と20%で、個人住民税に所得税を加えた税率は、それぞれ20%と30%で変わりありません。個人住民税の課税所得 700万円以上では、個人住民税が13%から10%へ3%引き下げになりますが、所得税の税率は20%が23%へ、30%が33%へ、37%が40%へそれぞれ3%引き上げとなりますので、個人住民税に所得税を加えた税率は、それぞれ33%、43%、50%で変わりありません。

次に、調整控除について御説明申し上げます。

市民税と個人住民税では基礎控除や扶養控除等の人的控除額に差異があるため、同じ収入を有していても、所得税と個人住民税では課税標準に差が生じます。具体的には独身の例で申し上げますと、所得税の基礎控除額は38万円、個人住民税の基礎控除額は33万円で、基礎控除に5万円の差が生じます。夫婦・子供2人、このうち1人は特定扶養親族では、基礎控除で5万円、配偶者控除で5万円、扶養控除で5万円、そして特定扶養控除で18万円の合計33万円の差が生じます。この差額の部分は個人住民税のみが課税されていて、所得税は課税されていない部分であることから、個人住民税の税率を5%から10%にすると、この差額部分について単純に増税になってしまうため、個人住民税において新たな控除を設け、負担増とならないような調整を行うものであります。

次に、課税所得ごとの対象者数及び影響額について御説明申し上げます。

平成17年度分の弥富市の市民税の課税所得をもとに計算してみましたところ、課税所得200万円以下の対象者数は約1万3,000名、金額にして約3億7,700万円の増収となります。課税所得200万円以上700万円以下の対象者数は約6,600名、金額にして約2億2,700万円の増収となります。課税所得700万円を超える対象者数は約470名、金額にして約1億3,400万円の、こちらは減収となります。弥富市全体では約4億7,000万円の増収となります。以上です。

○議長（大原 功君） 佐藤博議員。

○1番（佐藤 博君） まず、第1点目の市長の歌謡ショーの問題であります。これは見解の相違ということになれば見解の相違ということで終わるかもしれませんが、非常に今財政事情が厳しくなっていく中で、こうした多額の2,000万円という額が果たしてそれだけの効果があるものになるかどうか、これは見解の相違かもしれませんが、十分御判断を賜りたいと思います。

それから、2点目の税務課長からの説明であります。大変丁寧に説明はしていただいたわけでありまして、弥富市としては、一応これは三位一体の改革の中の一つで、4億7,000万円の増収になるということですが、これは言葉では非常にわかりづらいので、できればもう少しわかるような資料として一覧表にでもしていただいて、例えばこういう場合はこうなる、こういう場合にはこうなるというような、住民にもわかるような説明資料がいただけたらありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。以上です。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（川瀬輝夫君） イベントにつきまして再質問と申しましょうか、御意見をいただきました。

いろいろ考慮しながら、すべからく効果の上がるように努力してまいりたいと思いますの

で、御理解願います。

○議長（大原 功君） 税務課長。

○総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） わかりやすい資料をとということでございますので、私どもは総務委員会の方へお示しいたしたいと思います。

○議長（大原 功君） 佐藤博議員。

○1 番（佐藤 博君） 総務委員だけでなく、ほかの議員がわかるようにしていただきたいということを要望します。

○議長（大原 功君） 税務課長。

○総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 総務委員会でお示ししました後、皆さん方へということであれば配付させていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、杉浦敏議員。

○1 2 番（杉浦 敏君） 通告に従いまして2点質問いたします。

まず、条例議案第73号弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件についてであります。

この中で、とりわけ要点をまず見ていただきますと、附則第5項と第6項であります。まず5項は、18年度におけます国民健康保険税にかかわる所得割額の算定の特例ということです。それから第6項では、19年度におけます国民健康保険税条例にかかわる所得割額の算定の特例ということで、この問題の背景に、既に17年の所得税から、年金受給者の所得税の算定のときに、控除額が例えば二つあるんですけれども、年金にかかわるものと、そして公的年金等の控除が、65歳以上の方で従来 140万あったのが 120万に減らされてしまったと。もう1点が、いわゆる老年者控除が廃止されたということで、所得税の場合にはその両方が非常にかかわってまいりまして、従来所得税を払わなくてもよかった人が税金から所得税を天引きされるということで非常に負担がふえたわけなんですけれども、今回、弥富市の健康保険税条例ということで、かかわってまいりますのは、公的年金等控除が今申し上げましたように 140万から 120万へ下がったということで、具体的に申しますと、年金受給者の国民健康保険税が値上げになってくるという結果になると思います。それで、今回のこの改正で、年金受給者で影響を受ける方は弥富市全体で何名見えるかと、このことをお聞きします。

それから二つ目に、今度の改正で、年金受給者全体で国保税の値上げはおよそ幾らになるのかと。18年度、19年度、そして最終の20年度それぞれについてお聞きをいたします。

二つ目に、先ほど佐藤博議員が質問されたのと同じ項目なんです。議案第38号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件の8ページ、総務管理費の企画費、13の委託料、弥富市誕生記念歌謡ショー委託料について 2,000万円。この歌謡ショーの実施日時、実施場所、何人の住民が参加できるのか、そしてまたショーの内容の概略、費用の明細についてお聞きしたいと思います。

以上2点です。

○議長（大原 功君） 保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） 杉浦議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正によって年金所得者に影響がどれだけ出るかということでございますが、弥富市に65歳以上の年金所得者は約 5,000名見えます。そのうち 2,200名程度が影響があるだろうと考えております。

それから、今回の改正は、地方税法の改正に伴って年金所得者の急激な国保税の増加を緩和するための激変緩和措置を定めるものではあります、市全体で毎年 700万円程度の増加が見込まれるだろうと考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（村瀬美樹君） 杉浦議員の補正予算の件についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

過日の全員協議会の中でも申し上げましたけれども、50周年の記念事業を参考といたしまして予算を計上させていただきましたものでございます。日時につきましては平成18年10月の中旬、弥富市総合社会教育センターにおいて、歌謡ショーを1部・2部の構成によりまして各部 2,000名、合計 4,000名の皆様に御来場をいただくよう計画をしたものでございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 中身を言ってやってください。何を何に使うと、金額の中身をちゃんと言うように。

○企画情報課長（村瀬美樹君） 歌謡ショーにつきましては、まだ決定をしているものではございませんので、中身は50周年の事業を参考といたしまして、歌謡ショーの出演者に対して 1,000万ほど、それからステージの制作費に 500万円ほど、それからその他の経費としまして 500万円ほどの 2,000万円を概略でございますが計上させていただいております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 杉浦議員。

○12番（杉浦 敏君） 今、企画情報課長から御答弁があったんですが、その件についてですけれども、先ほど川瀬市長の方から節目の事業として予算をつけましたということで、非常に意義のあることだというふうに言われておったわけでありましたが、一昨年の50周年の事業のこともございますし、佐藤博議員がおっしゃいましたのと同じように、本当にこれだけの予算をつぎ込んで、今市長が言われましたような効果が上げられるのかということで、今お聞きしましたら、歌手のギャラに 1,000万と。あとステージに 500万、その他で 500万ということなんですけれども、内容につきまして、本当にそういった意義が実現できるかということですね。また、その内容について詳しいことが決まってきましたら、事前にお話いた

だいて、よく議会としても検討すべきではないかと思いますが、その辺、川瀬市長いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 川瀬市長。

○市長（川瀬輝夫君） 具体的に出てきました場合に、皆様方に資料として出させていただきますしていろいろ御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 功君） では、次に安井光子議員。

○18番（安井光子君） 安井でございます。私は二つの問題について質問をしたいと思います。

まず一つ目は、条例議案第74号弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正をする条例についてでございます。この条例は、弥富市乳幼児等医療費支給条例等五つの条例の一部改正で、住所地特例を加えるというものでございます。

まず一つ、愛知県の自治体の場合、この条例改正で相互主義が貫かれていると思いますが、他県の自治体では現在どのようになっていますでしょうか。

二つ目、現在法的措置を講じていないところにつきましては、国の指導はどのようになっていますでしょうか。

三つ目、相互主義は決めていない自治体の人や、例えば住所を有しない人の場合、どこが責任をとるのでしょうか。

この3点についてお尋ねします。

二つ目の問題は、議案第40号介護保険特別会計の補正予算に関してでございます。

まず一つ、この補正予算の内容の説明を求めたいと思います。

二つ目ですが、今回の介護保険の見直しにつきましては、新予防給付が創設されまして、要支援1・2と認定された人は地域包括支援センターでケアプランがつくられ、予防給付サービスしか利用できなくなりました。弥富市の地域包括支援センターは海南病院に委託され、市の総合福祉センターと十四山総合福祉センターに窓口が置かれています。制度の見直しで市民からさまざまな声が上がっております。その問題点二つについてお話をしたいと思います。

その一つは、当初、新予防給付、介護予防サービスの中に、介護予防福祉用具貸与の項目が厚労省からのパンフレットの中にも入っておりました。しかし、要介護1までの軽度者はベッドなど貸さないと。半年間の経過措置はあるんですが、保険の対象外にされました。例えばAさんの場合ですが、今までベッドを借りていたんですが、制度が変わったので返すように言われて、3年使ったベッドを8万円で買ってほしいと言われたそうです。その方はびっくりして、いろいろお話しして、結局はお話がなかったことにしたそうですが、まさに貸しはがしではないでしょうかと、その方は訴えておられます。市は、地域包括支援センター

とか在宅介護支援事業所、社会福祉協議会とも連携をとりながら、家庭で必要なくなったベッドや車いすなどを提供していただき、これは有償・無償いろいろあると思いますが、再利用できるシステムを検討していただくことが必要ではないかと思いますが、この点についていかがお考えでしょうか。

次の問題は、今度の新予防給付を受けるためのプランの作成は地域包括支援センターが基本的に行って、足りない場合は民間の居宅介護支援事業者のケアマネジャーに一部委託できるということでございます。しかし、国の方が規制を決めております。皆さん御存じのように、ケアマネジャー1人当たりケアプランは35件までしかつくれない。そして、予防給付のプランは、委託を受けた場合、8件までプラスできる。しかし、この8件は0.5にしかカウントされない。結局のところ、1人のケアマネは39件まで。それを超えると、報酬が4割カットされて6割しか報酬がもらえない。このような問題が出てきております。これが今度の改定の中身です。近隣町村でも、プランづくりをお願いしたら断られて困った、こういう声が続発しているそうです。弥富市の場合はどうなのか、海南病院の居宅介護事業所で少しお聞きしましたら、39件を超えても、利用者さんがプランを立ててほしいと言われるんだから、それを断るわけにはいかない。やっているというお話を少しお聞きしました。スタッフの皆さんの献身的な御努力でケアプランの更新が行われているようですが、一部の人たちの過剰負担にならないように、市としても、総合福祉センターの方とかケアマネジャーさんともいろいろよくお話をいただき、ケアマネジャーさんをふやすとか、現場の意見を取り上げて対策をぜひ検討していただきたいと思います。これから認定更新もふえてくると思いますので、問題が膨れ上がってくるのではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いしたい。

それから、今回の介護保険の問題や障害者の自立支援法の改定に当たってもそうなんですが、政府は市町村とか現場の働く人たちの状況を見捨てて介護報酬の内容とか基準を引き下げてきたり、またサービスの切り捨てが行われたりしております。市長にぜひこの実態をよくお調べいただき、全国市長会などを通じて国に意見書を上げていただきたいと思います。この点、市長いかがでしょうか。

最後の問題ですが、保険料は高くなったが、介護保険のサービスから排除されるのはたまらないという怒りの声が住民から出されております。要支援・要介護高齢者への生活支援、地域支援事業に温かい支援を行うべきではないでしょうか。特にほかの市よりおくらせています高齢者への配食サービスの回数をふやすなど、市民の要求にこたえていくべきではないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

以上で終わります。

○議長（大原 功君） 川瀬市長。

○市長（川瀬輝夫君） 大いに関係あるところだけお答えさせていただきます。

先ほど自立の問題が出ておったようでございますが、給付無視と。国においては給付の切り下げ、それからサービスの切り下げ、切り捨てというのが出てきておるようでございます。市長会といたしましても、先日ございましたが、東京におきまして申請し、要求をしているところでございます。また、いろいろなことで総務省にも陳情しておるところでございますので、後はまだどうなるかわかりませんが、最大の努力をしていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井光子議員の御質問にお答えいたします。

福祉医療というのは県単位の制度でもございまして、全国の様子は、住所地特例を実施している県とそうでない県があり、まちまちの様になっております。ちなみに近隣の県の様子は、岐阜県と静岡県は住所地特例制度を実施しております。それから、三重県は行っておりません。

それから、質問の中で国の指導はということではありますが、最低限のところ、国の部分については、国保法の医療の給付というところで住所地特例制度を統一化されておりますが、福祉医療については特に把握してはおりません。

それから、住所地特例を実施していない県の出身者の方はどうなるかという御質問ではございますが、愛知県からの通知により、7月31日までに法に定める病院等に入院等をする事により当市に住所を移動された方につきましては、8月1日以降も当市の受給者として対応していくというようなことで、県の指導に従っていこうと考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 十四山総合福祉センター所長。

○十四山総合福祉センター所長（大木博雄君） 議案第40号の介護保険特別会計補正予算、これはサービス勘定でございますが、現在は廃止されておりますが、海南病院に基幹型の在宅介護支援センターを、それから弥富市社会福祉協議会に地域型の在宅介護支援センターを旧弥富町がそれぞれ委託して設置をしておりました。また、旧十四山村では直営で設置しており、それぞれの在宅介護支援センターが地域住民の総合福祉相談業務を行っておりました。平成18年3月、在宅介護支援センターは廃止されまして、平成18年4月からは、かわって地域支援事業のうちの包括的支援事業を行う地域包括支援センターが設置をされました。弥富市では海南病院に委託をして実施しておりますが、包括的支援事業のうちの総合相談支援事業の機能を海南病院の1ヵ所だけで設置するのではなく、在宅介護支援センターとして、それぞれの地域住民の相談窓口を担ってきた弥富市社会福祉協議会に北の相談窓口を、それと弥富市十四山総合福祉センターに南の相談窓口機能を設置するという事で、市民に利用しやすい総合福祉相談を提供するものでございます。今回の補正予算につきましては、十四山総合福祉センターに地域包括支援センターの南相談窓口の設置などに伴う補正予算でござ

います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（佐野 隆君） 安井議員さんの2番目の質問に対して回答させていただきます。

御質問の特殊寝台の件ですが、見直しが行われた以降、自費であっても、以前の1割の自己負担とあまり差のない比較的低料金で貸与を行う事業者もあるようです。ただし、ベッドの種類によってはそうでない場合もありますが、そのような情報をケアマネジャーに提供していくことで、軽度者であっても御本人が希望される場合は貸与を受け続けることが可能であると考えております。

続きまして、3番目について回答させていただきます。

高齢者給食サービスにつきましては、毎週土曜日の昼食時に食事を自宅に配達する方法と、弥富市総合福祉センターの喫茶室利用券——これは1ヵ月当たり1,000円でございます——を使用して食事をする方法の2種類があり、配食を利用される方は1食につき300円を負担していただいております。現在、このサービスを利用されている方は、配食の方が60人、チケットの方が106人となっております。サービスの充実といってもいろいろなケースが考えられ、給食サービスの回数をふやすにしてもいろいろな問題があると思われまゝす。まず予算の関係が絡んでまいりますし、また利用者の意向を把握することが必要であり、配食の回数とか、何曜日がいいとか、メニューはどうかとか、料金はどうかとか、委託業者は同じでよいとか、いろいろ検討が必要であると思われまゝすので、利用者のニーズを勘案して見直しを図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 安井議員。

○18番（安井光子君） 私がもう一つ申し上げたのは、新予防給付を受けるためのプラン作成というのが今地域包括センターで行われておりますが、ケアマネジャーさんのプランを立てる数の制限を国が求めています。最低でも39件、これを超すと報酬は6割しか払わないよと、こういうふうに国の方が今度の介護保険の改定で求めてきておりますが、今の市の実情は、海南病院の居宅介護支援センターとか包括支援センターなどで利用者さんのニーズにこたえて、今のところはオーバーしても対応していただいているようですが、これから新規の方、それから更新をされる方など多くなってくると思われますので、それに対して一部の方たちの献身的な働きというのが、非常にうれしいことではあります、過重負担にならないようにもう少しケアマネジャーさんをふやすとか、市としての対策を考えていただければどうか。この点についてお答えがなかったようですので、お答えいただきたいと思います。

それから、二つ目に配食サービスの点でございますが、私がなぜ申し上げたかといいますと、十四山の場合、以前配食サービスをとってみえたんですが、ひとり暮らしですからどう

しても1週間に3回は欲しいということで、直接業者さんをお願いして配食サービスをやっている。市の方で1回しかないもんだから、やむを得ずそういうことをやっておみえになるわけです。もう1人の方は、両方とも介護度が非常に高い方なんです。それで、ヘルパーさんなんかに来ていただいて食事をつくっていただいたり、デイサービスも受けておみえになるんですが、御夫婦だもんですから介護の限度額を超えてしまうという問題があるんですね。だから、近所の方が朝食を1週間に2回持って行ってあげるとか、本当に温かいお気持ちだと思うんですが、そういうことがされているわけですね。だから、個人の善意とかそういうのも非常に大事だと思うんですが、これだけ高齢者の方、ひとり暮らしの方がふえているものですから、今お答えにありましたように、住民の方々のニーズをよく検討していただいて、それからいろんな角度から配食サービスを、他町村の経験なんかもいろいろ検討した上で改善をしていただきたい、見直しをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（北岡 勤君） まず、1点目のケアプランの関係でございますが、現在制度が変わりまして、言われましたような状況にあるわけでございますが、現状の体制の中で基本的に対応するというところでございますけれども、詳細につきまして、センター、あるいは事業所等とも相談をしてみたいと思います。

それから、配食サービスの件でございますが、先ほど課長から説明させていただきましたように、また議員からいろいろ要望ございましたが、いろいろ踏まえまして見直しをしてみたいと思います。以上です。

○議長（大原 功君） 次に、三宮十五郎議員。

○32番（三宮十五郎君） 私は通告に基づいて2案件について質問させていただきますが、基本的な問題でございますので市長の方から御答弁をお願いいたします。

まず最初に、条例議案第70号の税条例改正案でございますが、これは基本的には三位一体改革に伴う税源移譲のために行うものでございますが、所得税の一部を住民税に振りかえて弥富町は受け取ることができると。18年度分につきましては3億3,600万円が計上されておりますが、先ほど4億円余りになるという説明が行われました。国は、三位一体の改革という名のもとに、こうした一部の税源移譲を地方に対して行う一方で、補助金と地方交付税の改革を一体として進めるとしておりますが、問題はその中身でございます。

ここに旧弥富町時代の平成12年度から17年度に至る、国が定めました基本的な行政の必要経費、基準財政需要額といいますが、それと、それに対応する町税、現在は市税となりますが、そういうものの基本的な収入について一覧表にしたものがございます。これによりまして、基準財政需要額、必要経費は56億円から48億円と8億円減少させられ、税源移譲など

で約3億円の収入がふえておりますが、一方で保育所運営のための国・県の負担金が1億5,000万円削られるなどしておりますので、実際は基本的な行政経費の基準は6億5,000万円切り下げられております。交付税の不足分を埋めるといたしまして、17年度には4億3,000万円の臨時財政対策債が使われておりますが、こうした国の財源対策として、制度導入のときには、旧弥富町の場合も含めまして、返す費用は国が全額負担をすると約束されたものでございましたが、18年度末で市の借金、起債総額は約124億円あり、その約40%、48億円にもこういうものになっております。昨今の相次ぐ財政制度の改悪で、17年度は、弥富町分の公債費の返済分は全額自前で返しております。今後も、市の借金の中心となります下水道債や教育債も、従来の制度では交付税で返す費用を負担するというものになっておりましたが、経済財政諮問会議などの要求で、ほとんど自前で負担をしなければならない心配が強まっております。

全国市長会長は金沢の市長さんがやっておられるようでございますが、先日も、地方の実情を知らない一部の学者や財界人によって国と地方のあり方の基本にかかわる重要事項が決められていく状況はゆゆしき事態、極端な市場主義に危うさを感じると批判しております。先ほどの安井議員の質問の中にもありましたように、国民の命や暮らしの根本にかかわる問題が、市長もかなり悪くなっておると認められましたような形で、実態を無視してどんどん改悪をされております。

こうした中で、市議会議長会や知事会、町村会、もちろん市長会もそうでございますが、地方六団体は地方分権に関する意見書を6月7日に12年ぶりに国に出しまして、国のやり方を大きく改めることを求めています。市長といたしましても、こうした地方六団体と協力をされて、地方自治と住民生活を守る活動を積極的に進めていただくこと、弥富市としても、市長からも議長や議会にも要請されて、市民の総意として、市議会の意見書として国に対策を求めるよう御尽力いただきたいと思います、いかがでしょうか。

特に、昨年からはまりました所得税の定率減税の廃止に向かって、ことしは市民税にもそれがはね返り、弥富市民だけでも19年度1億円、20年度は全廃になりますので2億円、これに老年者控除等の廃止によります増税や負担増を考えますと、市民の負担は所得税等も含めると実際には市民税の3倍、4倍というレベルになると思いますが、この庶民の血と汗の結晶でもあります財源が庶民の暮らしと地方財政のために使えるように特別な御尽力を求めたいと思います。

また、この間、06年度予算を含めまして、国に国民が納めた、あるいは納めることになっております消費税は175兆円でございますが、その一方で、史上最高のもうけを上げ続けております大法人などの法人税収は、この同じ期間に160兆円も減少しております。こんな不合理を正すことは政治の責任だと思っておりますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に議案第38号、補正予算2号についてお尋ねいたします。

市長は、さきに私の質問に対して、決算見通しはあくまでも見通しであり、財政の実態は決算時に明らかにされると御答弁がございました。今回の補正予算も、附属財源に基金の取り崩しを充て、市の財政は9億4,000万円もの基金取り崩しによって支えられているかのようには議会と住民には映ります。17年度の弥富町の予算でも、4億6,000万円余の基金取り崩しを6月時点では前提として予算が組まれておりましたが、実際に取り崩した基金は8,500万円ございまして、さらに3億8,900万円余りの基金の積み立てが行われておりまして、補正予算時の見通しと比べると、年間約7億6,000万円も見通しと結果が違っております。これは5月度の監査報告の中の数字を見ていただければ明らかであります。本年度は従来と違って、形の上では旧十四山村の打ち切り決算に伴う、要するに村として3月末時点で余ったお金、差益剰余金2億円と旧弥富町の繰越金3億円を当初予算に計上しておりますが、それでもまだ両町村の実質的な繰越金に相当するものが約3億5,000万円ございます。さらに、17年度は両町村とも実際の税収の94%台しか当初予算に計上せず、旧弥富町が予算上で税収の変更を行ったのはつい最近の3月の補正予算でございまして、ここで1億5,600万円の増加を確定しておりますが、それでもまだ1億3,000万円余りを留保財源として残したのとなっております。当初予算と実質収入は、税収だけでも3億4,000万円も違っております。

18年度も似たような税収見通しの上につくられており、当初予算をつくるときに、税収などは6月にはほぼ年度の見通しが確定をいたします。5月半ばに愛知県は17年度決算見通しとその特徴について公表しており、新聞紙上でもごらんになられた方もあると思います。新年度の予算議会には、愛知県は新年度予算案に前年度の当初予算と、その最終見込み額を載せ、増減を比較した一覧表を載せるなど、直近の資料を議会と住民に公開しております。市の意思の決定、議決に基づいて市の事業が執行されるという大原則を守ること、厳しい財政事情のもとで市民の皆さんの血税を少しでも有効に使うという立場に立たされるなら、現在のような財政運営のあり方はとても許されるものではないと思いますが、いかがでしょうか。まず、財政の実態について行政当局と議会や市民の共通認識をつくり、5億とか7億とかいう実際の当初予算の見通しと最終的な結果の違うようなことをあいまいにしたままで、わずか数百万円で済みます基本健診や公共施設の利用料を、関係市民との協議や相互理解なしに一方的に引き上げるようなことは厳に慎んでいただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

市になったことを契機にいたしまして、中・長期の財政計画を持つこと、3年ごとの見直しを行い、毎年の予算審議にわかりやすく反映されること、市民にわかりやすく公開されること、下水道などの相当の費用や起債が伴う事業がございまして、こうした起債や、その償還の計画も市では公開することがごく当たり前のこととなっております。ぜひこうした財政

計画も含めまして早期に公開していただくこと、またこの3月の予算議会のときにも申し上げましたが、実際に健康審査の規模や方法など、予算書を見ただけでは全くわからない仕組みになっていますよね。だから、早く市民に対する説明書のようなものがあればと言ったら、予算議会が開会中は配付されませんでした。が、県の予算、あるいは多くの市では、実際に事業規模や、あるいは事業単価などがかなり理解できる、これはどういうことだという質問を議会ですなくても済む、そういう予算説明書、ないしは主要事業の報告書というものを添付しておりますので、前回も検討されるという御答弁がございましたが、ぜひ検討ではなくて、次回の予算編成からはそういう、少なくとも標準的なよその市で実施している中身で進められることを強く求めまして最初の質問とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 1時間過ぎたので、ここで休憩をいたします。11時15分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議に入ります。

川瀬市長。

○市長（川瀬輝夫君） 私の方の関係でお答えいたします。

予算の積算に当たりまして、歳入ということになりますと、これは大きく社会情勢によって変化するということは当然のことでございます。そういう中で、世界経済情勢の状況の変化と国・県もまだ政策の動向もよく見ておらんと大変なことでございます。そういうことで、政策の動向も踏まえながら、過去の収入実績と、それから前年度の決算見込みを検討していく。

また、歳出につきましては、過大な見積もりとならないように最大の努力を今しておるところでございます。それぞれ適正な額の計上に努めておるところでございます。しかし、今後、今まで以上に何かあった場合、特に財政の実態が反映されるよう十分考慮し、また精査いたしまして積算できるよう最大の努力をしていきたいと考えております。

一つの例を挙げますと、国の教育予算でもついたりつかんだり、人件費の問題もあったかに聞いておりますが、今後、市長会としてもいろいろな面で申請、または請求しておるところでございますので、これから先、矛盾な点が出てくと思いますが、直接私たち市長会が申し込みをしておるところでございますので、改善するように努力してまいりたいと考えております。

それから条例の70号につきましてですが、地方自治体が責任を持って自立した行財政運営

ができるよう、真の地方自治確立のために、地方交付税の必要な財源確保につきましては、先ほども言いましたように、全国市長会で機会ごとに請求をしておるところでございます。これから先、先ほども申しましたように、いろいろな面で他の市町村とも歩調を合わせながら強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 三宮議員。

○32番（三宮十五郎君） 今、市長は、歳入につきましては政策的にいろんな問題があるので変動するというふうに言われましたが、私がここで最初に取り上げたのも、税収が、16年度も17年度もそうでございますが、大体実収入の94%台しか予算計上していない。しかも弥富の場合ですと、基本的に一番その中心は住民税と、それから固定資産税ですよね。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、特徴が6月分で報告が全部入りますので、基本的に6月になると、個人住民税と固定資産税はほぼ年税額が確定するものなんです。それが、94%台しか当初予算に計上されないなんていうのは、我が町の財政実態について、本当に行政当局がきちんと議会や市民と認識を共有するということが非常にあいまいではないかと。しかも、さっき申し上げましたように、とりあえず不確定要素があるということで基金を取り崩して、今も基金を取り崩す予算を計上していますよね、この補正予算で。だけど、先ほども申し上げましたように、実態は4月30日現在で弥富と十四山の予算に計上されてない前年度繰越金が、監査報告書によっても、例えば十四山の3月以降に入る旧の税は弥富の4月分の収入に入っていますから、それも含めると3億5,000万円ほどを4月じゅうに確定して、今は補正予算ですから、当然今回の補正予算はそういうものを財源に充てるべきだと思いますが、相変わらず基金を取り崩すという、ずうっとこれはかなり長期にわたっての弥富町のやり方で、大体7億前後、毎年ここ数年ずうっと違っておるということでありまして、現状について本当にきちんと認識を一致させるということや、そういう財政の組み方をしていくという点で、やはり私は基本的なところで、厳しい厳しいと言っておりながら、ほかの予測がつかんようなところで変動が起こっておるということではなくて、一番基本的なところでそれをあらかじめカウントに入れてないやり方というのはかなり問題があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。そこをやっぱり直していただく。

それから、先ほども申しあげましたように、市の標準的なやり方というのは、10年間の事業計画や財政計画をきちんと持つ、3年ごとに見直しをする、その中身を予算審議にはちゃんと反映でできるような仕組みというのは、基本的にほとんどのところで確立されていますよね。そういうことから言いますと、合併する前の町だって、そう市と変わらん財政運営をやっていますから、やるべきだということを繰り返しお願いしてきたんですが、基本計画が策定時にということで先延ばしになってきておりまして、ぜひ市になった機会に、ここはきちんとそういうものにしていただく。あるいは、借金の償還計画等もきちっと示し、事業計

画でどれだけ借金する、償還計画はどうだということも含めまして、財政計画が当然その年度予算に伴うものと同時に、中・長期に伴うものはそういう事業計画、財政計画を示していただいて、我が町がどうなっておるかということが議員や市民の皆さんにもよく理解できる、そういうものにさせていただく。

それから、もう一度繰り返しますが、県の予算の説明書を見ましても、非常にわかりやすい。うちのやつだと、古い予算書から決算書から全部引っ張り出して自分で計算しないと簡単に比較ができない仕組みになっていますが、県なんかですと、さっきも申し上げましたように、新年度予算提案、それに対する前年度予算の当初予算、最終見通しという一覧表にして、そして差額が示されておりますから、この予算書だってそう簡単に、なれない私たちがぱっと見てわかるものではないわけですが、そういうことがされておればかなりよく理解できますし、同時に事業内容が、例えば健康診査ですと、ことしは何人を目標にして幾らの費用と。そうすると単価もわかるわけですから、そういうものにした説明書にさせていただくということですね。前にも申し上げましたが、検討するというふうになっておりますが、説明書なり、新年度予算の事業報告書なり、そういうものを通じて、ぜひ県や他市の事例を参考にさせていただいて、とにかく市民によくわかる、議員によくわかるものにさせていただくということも含めまして、再度、これは市長の御決意にかかわるところが大きいと思いますので、御見解をお願いいたします。

なお、今市長が申されましたように、市長会やそういうところで、本当に今みたいなことをされていくと地方もやっていけない。それから、医療制度のときも市長からも御答弁がありました、これ以上の改悪がされたら本当に市民もやっていけないと。だから、そのようにされないように頑張っていくというふうに御答弁されましたが、先ほども私申し上げましたが、地方六団体として12年ぶりで一致して総務省に意見書を提出したというような、非常に緊迫した事態の中で今後の行財政運営の基本が今決められようとしているときでございますので、市長の方からも御要請いただいて、市民の総意として議会でも議決をして改革を要請するということについては御答弁がございましたので、改めて市長の御見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（大原 功君） 川瀬市長。

○市長（川瀬輝夫君） いろいろお答えいたしますが、先日も市長会がございまして、小泉首相に相当手厳しい注文なり要請がございまして、一面ではたじたじとしたところもございまして、非常にいい傾向だなといったは御無礼でございませうけれども、そのぐらい市長会といたしましても要請をしておるということでございます。各大臣も、その要請についてはよく心にとめていきますと。そしてまた、実行の方に少しでも移すようにというような返事をもっておりますので、決して無にはならないと私も確信しておるところでございます。いわ

ゆる我々の切実な願いが中央の方にも通っていくんじゃないかと、甘いですがそれでもそういう考えでおります。

また、いろいろ御質問ありましたように、住民税や固定資産税の財政の実態ということでございますが、これは先ほど言いましたようにそのときの変化があると。確かにそうですが、趨勢も変わりますが、特に実態をなお一層よく踏まえまして、忠実にそれが発表できる、また確実性を少しでも得るように努力したいと考えております。

財政の仕組みでございますけれども、簡単に言いますと、見直すべきところは見直していくということでございます。

予算書の記入につきましては、先ほど特に御質問ありましたように、組み入れ方法について一度考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 功君） 次に、原沢久志議員。

○31番（原沢久志君） 原沢です。私は議案第38号につきまして、民生費の社会福祉費についてと、それから商工費について質問をさせていただきます。

まず最初に、民生費、社会福祉費についてでございます。

3款1項1目、節の13委託料についてでございます。

障害者自立支援法施行により、平成18年10月1日から地域生活支援事業居宅系が市町村事業と位置づけられ、実施が義務づけられました。市はこの事業を委託する計画ですが、どこに委託するのか、各事業名ごとに説明を願います。

二つ目、この事業は弥富市の事業であり、利用料負担等は市が条例で定めることが必要になると考えますが、条例化はどのように考えていますか。

三つ目、この事業の財源について、国の財源は裁量的経費としておりますが、財源についてはどのように考えているのか伺います。

4点目、障害者福祉計画の策定はどのように考えているのか、お伺いいたします。

5点目、この事業で必須事業外の事業としてどんな事業名の事業を計画しているのか、お伺いいたします。

次に、3款1項1目、節20の扶助費についてでございます。

1点目といたしまして、以前の支援費制度での内容は項目ごとにどういう実態であったのか、施設名、利用者名、費用、自己負担等について説明をお願いいたします。

2点目といたしまして、障害者自立支援法施行により組み替え予算等となっておりますが、旧制度と比較し、どのように変わるのですか。費用等につきまして説明をお願いいたします。

3点目、高額障害福祉サービス費の項目が設けられましたが、これは介護給付費と訓練等給付費の合計は認められますが、地域生活支援事業費や医療費、補装具などにつきましては別途それぞれ上限管理されることになるかと聞きますが、それぞれどのような内容になるのか

説明をお願いいたします。

4点目、サービス利用計画作成についてはどのようになるのか、お伺いいたします。

次に、款14、2－1－1、15款、2－2－1、15款、1－1－1の社会福祉費補助金、負担金の内容についてそれぞれ説明をお願いいたします。

次に、7款1項2目19節負担金、補助及び交付金についてでございます。今回の補正予算は、弥富町企業立地の促進に関する条例に基づき、企業立地指定企業交付奨励金を交付すると聞きます。指定地域の土地面積は12万 8,422平方メートルとあり、奨励措置を受けることができる企業は、一団となる敷地面積が 3,000平方メートル以上であることを指定の要件としております。

そこで問い1、指定の要件を第3条でうたっております。ここで、1. 地方公共団体と用地の譲渡契約、または賃貸借契約を締結することとなっておりますが、きょう現在ではどのような内容となっているのか、契約内容、企業名、企業の概要等について説明をお願いいたします。

問い2、奨励金の交付は事業所の固定資産税に相当する額となっております。固定資産税の内訳はどうなっていますか。土地や家屋、償却資産等について、それぞれ説明をお願いいたします。

問い3、この条例の第1条で目的を掲げています。この条例は、本町の指定地域に企業の立地を促進するため必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって町政の発展に寄与することを目的とするとしておりますが、それぞれの企業の労働者の雇用人数、雇用内容等について説明をお願いいたします。

問い4、第4条3項で、指定の際、必要な条件をつけることができるとなっておりますが、つけた内容はあるのか。あったら、その内容についての御報告をお願いいたします。

問い5、この条例に基づき指定された企業に対して、愛知県からも奨励金に似たような補助制度はあるのかなのか、その点についての説明をお願いいたします。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○福祉課長（横井貞夫君） 原沢議員の御質問にお答え申し上げます。

歳出の社会福祉総務費、委託料についてでございます。障害者自立支援法における地域生活支援事業のうち移動支援事業、地域活動支援センター事業、相談支援事業について、どこに委託する予定かお尋ねでございますが、円滑に外出できるよう移動支援をする事業につきましては、ホームヘルプサービスを実施している事業所に委託。地域活動支援センター事業であります知的及び身体障害者デイサービスにつきましては、デイサービスを提供している事業所——現在3事業所を予定しております——及び弥富寮。相談支援事業については、

知的障害者は弥富寮、身体及び精神障害につきましてはただいま検討中でございます。

2番目の質問でございます地域生活支援事業の利用者負担はどのように考えているかという件でございますが、原則、個人の方に1割の負担をお願いし、平成18年9月議会で条例化をさせていただき予定しております。なお、利用者負担の上限額の設定につきましては、介護給付等と同様とさせていただきたいと考えております。

次に、地域生活支援事業の財源についてお尋ねでございますが、事業費の負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1となっておりますが、補助金の配分につきましては人口割と事業実績割で配分されることになっており、現在のところ不明でございます。

続きまして、障害福祉計画の策定についてお尋ねでございますが、この件につきましては、既に策定済みの弥富市障害者計画に必要なサービス量を見込んで策定させていただき予定でございます。

次に、必須事業以外の事業計画等についてお尋ねでございますが、まず市で行わせていただく必須事業に万全を期させていただきたいと思っております。

続きまして、歳出の社会福祉総務費、扶助費についてでございます。支援費制度における身体障害者居宅生活支援費、知的障害者居宅生活支援費、障害児居宅生活支援費の状況についてお答え申し上げます。平成17年の4月支払い分についてお答えを申し上げます。

身体障害者につきましては、事業所は、なでしこ指定訪問介護事業所弥富本部ほか6件でございます。支払い金額は92万790円で、自己負担につきましては、16名の方から1万1,400円の負担をいただいております。次に、知的障害でございますが、こちらもなでしこ指定訪問介護事業所弥富本部ほか11事業所でございます。お支払い金額は55万5,440円でございます。自己負担につきましては、15名の方で1,400円でございます。障害児の方につきましては、事業所は、なでしこ指定訪問介護事業所弥富本部ほか10件でございます。お支払い金額につきましては215万30円でございます。自己負担につきましては、40名の方に10万7,500円を負担していただいております。

次に、旧制度と比較して平成18年4月からどのように変わったのかという御質問でございますが、サービス内容については変わりませんが、費用負担が原則1割に変わりました。また、平成18年10月1日からはサービスも再編されます。

次に、高額障害福祉サービス費について御質問でございますが、介護給付と訓練給付は合わせて上限管理をさせていただきますが、地域生活支援事業、医療費、補装具等はそれぞれ別々で上限管理となっております。

次に、サービス利用計画の策定について御質問でございますが、サービス利用計画につきましては相談支援事業所で策定させていただき予定でございます。

次に、歳入の関係で、民生費の国庫補助金についてお尋ねでございます。

まず1点目でございますが、身体障害者居宅生活支援費補助金及び知的障害者、並びに障害児の補助金についてでございますが、こちらの方は、旧制度で3月に利用された分について18年の4月に新年度予算でお支払いをしております。その関係で旧制度の分が一部残りますので、新制度に変わった分だけ減額して、今回組み替えをさせていただいております。当初、1,618万5,000円計上させていただいておりますが、一月分の旧制度の補助金が181万2,000円でございます、差し引き1,437万3,000円と、地域生活支援事業との差し引き額を組み替えさせていただいております。

なお、次の御質問でございますが県費につきましては、4分の1を県で負担していただきますので、半額でございますので、内容は変わりませんので割愛をさせていただきたいと思います。

次に、民生費の県負担金でございますが、こちらの方につきましては、予算書にお示ししあるとおりの額でございますが、介護給付費と訓練等給付費の4分の1で570万9,000円とサービス利用計画作成料給付費の受け入れ額1,000円の合計571万円を計上させていただいております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（大原 功君） 商工労政課長。

○商工労政課長（若山孝司君） それでは、商工費の補正予算についてお答えをいたします。

まず1点目の御質問につきましては、条例適用を受ける指定企業の現在の状況についてのお尋ねですが、現在までに東海運株式会社と名古屋圧延工業株式会社が操業を開始しております、この2社に条例に基づき奨励金を交付するために補正予算をお願いするものです。なお、2社のうち1社が固定資産税全額を既に納付済みでございます。契約内容につきましては、いずれも名古屋港管理組合からの所有権譲渡で、名古屋港を利用し輸出入をする、製品資材を扱う企業でございます。

続きまして2点目の御質問ですが、奨励金は2社の固定資産税額であります土地家屋償却資産相当額でございます。内訳についてのお尋ねでございますが、奨励金総額に対する割合を申し上げますので、よろしく申し上げます。土地が25%、家屋52%、償却資産23%になります。

続いて3点目の御質問ですが、奨励金交付企業の雇用機会の拡大状況についてのお尋ねをいただきましたが、2社で27名が就業をしてみえます。そのうち、事業所の開設に伴いまして採用をされた方は2名で、そのうち1名の方が弥富市民の方だと確認をいたしております。

続いて4点目の御質問でございますが、指定の条件につきましては付したことはございません。

続きまして5点目の御質問ですが、愛知県には、平成19年3月31日までの期限つきではあ

りますが、産業立地の促進を図るための不動産取得税の減額特例に関する条例がございます。
以上です。

○議長（大原 功君） 原沢久志議員。

○31番（原沢久志君） 今説明を受けましたけれども、まず民生費、社会福祉費の方についてでございますが、事業の委託ということにつきまして、まだ精神の方につきましては検討中ということなのですが、こういった検討中ということについては今どのような現状にあるのか、その点についてもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。また、9月議会で条例化をするということでございますが、これについては、本当に慎重に協議いたしまして、また今障害者自立支援法が施行されまして、実態がどうなっているのかということについて本当に現状をよくつかんでいただいて、こういった条例化に取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

そして、障害者福祉計画につきましては、9月に策定予定ということですが、サービス量を見込んで、今の障害者計画をもとに策定するというお考えですが、この障害者福祉計画につきましても、専門家の方、また障害者の方たちの意見が本当に反映される内容にしていきたい。そういう点で、障害者福祉計画の計画立案についてはどのような日程を考えているのか、計画策定についてのそういった関係者との会議の回数というものも示していただきたいと思います。

また、扶助費のところでサービス利用計画の策定につきまして、この内容につきましても相談支援事業所の予定ということですが、どういうところに予定となっているのか、もう少し説明をお願いいたします。

商工費の方につきましては、今現在2社ということで今回の予算には計上されているということですが、話を聞きますと、既に2社以上、8社近くが契約ができているのではないかなというふうに、私何かそういう感じを持っておるんですが、実際にこの土地12万8,422平方メートルの内容につきまして、どこにどれだけ今契約ができているのか、もう少し親切な説明をいただきたいと思います。

そして、労働者の雇用内容につきましても2社で27名というようなことで、何かちょっと少ない人数だなあというような感じもするわけですが、この条例は、産業の振興及び雇用機会の拡大というものを図り、町政の発展に寄与するという目的を掲げております。そういう点で、こういった雇用につきましてもどういう見通しを持っておるのか、その点について再度説明をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○福祉課長（横井貞夫君） お答え申し上げます。

相談支援事業のうち身体及び精神障害の方の相談支援事業をどのようにするのかという御

質問でございますが、このことにつきましては、私どもといたしましては、できれば海南病院さんの方をお願いをさせていただきたいと現在考えておりますが、相手様の御事情もございますので、引き続き精力的にお願いをさせていただき、今後とも、できれば海南病院さんの方でお願いさせていただけるよう努力をさせていただきたいと思っております。

次に、9月議会での個人負担の条例化につきましてでございますが、こちらの方も慎重に利用負担について検討させていただき、条例化をさせていただく考えでございます。

次に、弥富市の障害者福祉計画につきましての会議等の日程について示すようにということでございますが、こちらの方につきましては、現在、当事者の方の御意見を十分に聞かせていただき、必要量を見込んでまいりたいと考えておりまして、現在のところ、会議の日程等については計画がございません。

それから最後に、サービス利用計画の作成についてどこに委託するのかということでございますが、こちらの方は、知的障害の方につきましては弥富寮さんの方に、身体障害・精神障害の方につきましては、できれば海南病院さんの方でお願いさせていただくとありがたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 労政課長。

○商工労政課長（若山孝司君） もう少し親切な回答をということで、指定地域の楠でございますが、原沢議員の方から12万 8,000平方メートルというふうにお話をいただいたわけですが、指定地域の楠につきましては、ヘクタールで申しわけございませんが、28.2ヘクタールの区域を名古屋港管理組合の言い方としては第7貯木場というような言い方で言っておりますが、私どもの条例規則上は楠になります。楠で28.2ヘクタールということで、原沢議員がおっしゃったように、名古屋港のホームページをちょっと閲覧しますと、現在のところ10社が契約しており、4社が内定というような状況になっております。ですが、この成約済みの10社のうちの5社が弥富市の方へ申請をしておるという状況になっております。

それから、雇用機会の拡大についてこういった取り組みをするかという御質問をいただいたわけですが、現在もそうであります。機会を通じまして市民が雇用されるように働きかけをしたいと、こういうふう考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 原沢議員。

○31番（原沢久志君） 市長さんの方に一つお聞きしたいと思うんですが、先ほどの障害者福祉計画の策定についてでございますが、課長からの答弁では、現在当事者の声を十分に聞いておるところだと。そして、9月には障害者福祉計画を障害者計画に基づいて策定をするつもりなんだということで、会議の日程等の計画がどのようになっているということについてはお答えができない状態でありました。私は、本当に今大変な状況の中、現場の声を聞けば聞くほど大変な状況ですので、やはりこういった会議については、相手の方にも通知を出

して、数回の会議を開いていただいて、弥富市に本当に見合う障害者福祉計画にしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひその辺につきまして、市長さんの考え方をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

○市長（川瀬輝夫君） よく心得てさせていただきます。

○議長（大原 功君） 以上で質疑を終わります。

議案第32号から第37号までは厚生常任委員会に、条例議案第69号から第72号までは総務常任委員会に、条例議案第73号・第74号は厚生常任委員会に、議案第38号は総務常任委員会・建設経済常任委員会及び厚生常任委員会に、議案第39号・40号は厚生常任委員会に、議案第41号は建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案16件は以上のとおり付託することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 散会

本会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富町議会議長 大 原 功

同 議員 立 松 新 治

同 議員 山 本 芳 照

